

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第1項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：